

## 秋田空港旅行商品造成支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して交付金を交付することにより、当該旅行商品の造成を促し、秋田空港の利用促進を図ることを目的とする。

### (事業の対象者)

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

### (申請書の提出)

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、旅行催行前に秋田空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を秋田空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

### (事業の承認)

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めるときは、秋田空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。  
ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

### (変更又は中止の承認)

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

### (実績報告)

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、秋田空港旅行商品造成支援事業実績報告書（様式第3号）に実績を確認できる書類の写し等を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

### (実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、秋田空港旅行商品造成支援事業交付額確定通知書（様式第4号）により実施事業者に通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は一般社団法人秋田県観光連盟等が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）秋田空港イン旅行商品

内容	要件	交付額																		
①企画・プロモーション経費への支援 (最大30万円)	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田空港発着の定期路線を利用すること</li> <li>秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること</li> <li>秋田県内での消費に寄与する新たな行程や内容を含み、従前の旅行商品と区別できること</li> <li>当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集や企画及び催行を行うこと（旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。）</li> <li>本事業の交付金の交付を受けていることを広告媒体等に表示すること</li> <li>当該年度の2月末日までに催行実績が確認できること</li> </ul>	下表の交付額A欄に定める額とする。 ただし、次のいずれかの条件を満たす場合はB欄に定める額とする。 (交付額B) <ul style="list-style-type: none"> <li>12月～2月の間に催行すること</li> <li>札幌線又は名古屋線を利用すること</li> <li>秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を利用すること</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>催行人数</th> <th>交付額A</th> <th>交付額B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～9人</td> <td>50,000円</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～29人</td> <td>75,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>30人～49人</td> <td>100,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人～99人</td> <td>150,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>200,000円</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table>	催行人数	交付額A	交付額B	1人～9人	50,000円	75,000円	10人～29人	75,000円	100,000円	30人～49人	100,000円	150,000円	50人～99人	150,000円	200,000円	100人以上	200,000円	300,000円
催行人数	交付額A	交付額B																		
1人～9人	50,000円	75,000円																		
10人～29人	75,000円	100,000円																		
30人～49人	100,000円	150,000円																		
50人～99人	150,000円	200,000円																		
100人以上	200,000円	300,000円																		
②貸切バス借上料への支援 (最大12万円)	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①の商品に係る貸切バスの借上料であること</li> <li>秋田県内に主たる事業所があるバス事業者のバスを借り上げること</li> <li>当該年度の2月末日までに対象経費の実績が確認できること</li> </ul>	借上料の1/2とし、バス1台につき40,000円を上限、商品1件につき120,000円（3台分）を上限とする。																		

別表2（第3条関係）秋田空港国内チャーター便旅行商品

内容	要件	交付額
企画・プロモーション経費への支援 (最大10万円)	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田空港発着の国内チャーター便を利用すること</li> <li>当該年度の4月から2月までの期間に旅行の募集又は企画及び催行を行うこと</li> <li>本事業の交付金の交付を受けていることを広告媒体に表示すること</li> <li>当該年度の2月末日までに催行実績が確認できること</li> </ul>	催行実績がある場合は、1商品につき10万円を交付する。

1) 別表1及び別表2に定める日本国外の事業者への交付額については、円建て交付額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、交付金を送金する時点における現地通貨の為替レートをを用いて算出する。